

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 24日

都道府県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市砂山11番地1

氏 名 三洋化成工業株 鹿島工場

工場長 山崎 芳晃

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0479-46-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三洋化成工業株 鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市砂山11番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	347億3600万円(令和4年度実績)
③ 従業員数	169名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>①引火性廃油→処理委託業者に委託して焼却処分(熱回収) ②引火性廃油→業者に委託して精製再資源化 ③引火性廃油→社内にて精製して再資源化 ④引火性廃油→処理委託業者に委託して助燃剤として再資源化 ⑤引火性廃油→処理委託業者に委託して再生油として再資源化 ⑥引火性廃油→社内にて燃料として再資源化 ⑦廃アルカリ→処理委託業者に委託して中和剤として再資源化 ⑧廃アルカリ→処理委託業者に委託して熱分解(熱回収) ⑨廃アルカリ→処理委託業者に委託して焼却(熱回収) ⑩廃酸 → 処理委託業者に委託して焼却(減量化)</p>

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	排 出 量	1,035 t	220 t	31 t
	(これまでに実施した取組)			
① 自社にて、燃料として再資源化（引火性廃油） ② 自社にて、精製し再資源化（引火性廃油）				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	排 出 量	1,090 t	232 t	33 t
	(今後実施する予定の取組)			
① 生成工程の見直しによる廃酸発生量の低減				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
① 引火性廃油の再蒸留による再資源化 ② 引火性廃油の燃料化による再資源化				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
① 引火性廃油の再蒸留品目の拡大				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
① 熱回収による減量化（引火性廃油）				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
① 蒸留装置の回収率アップによる更なる減量化				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
① 現状	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし				
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
② 計画	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
① 現状	全処理委託量	723 t	220 t	31 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	723 t	220 t	31 t
	再生利用業者への 処理委託量	433 t	220 t	31 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	289 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ① 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による委託契約を締結している。 ② 委託契約業者は、定期的に監査を行っている。				

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	全処理委託量	761t	232t	33t
	優良認定処理業者への 処理委託量	761t	232t	33t
	再生利用業者への 処理委託量	456t	232t	33t
	認定熱回収業者への 処理委託量	304t	0t	0t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)			
	① 可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ② 電子マニフェストを導入しているので、定期的に委託処理業者の現地確認を実施していく。 ③ 再生利用、熱回収が可能な廃棄物について、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する			
【前年度（令和5年度）実績】				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			1,713t
	(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。